



## 答え合わせ・解説

問1	<b>答え 1</b> 解散	衆議院は解散があるため、国民の意見をより反映しやすいと考えられています。そのため、法律の可決や予算の議決において、衆議院の議決を優先させる「衆議院の優越」が認められています。参議院には解散がなく任期も長いので、衆議院よりも慎重な審議が期待されます。
問2	<b>答え 4</b> 推定無罪	「推定無罪」は、刑事裁判の根幹をなす原則です。検察側が犯罪の事実を立証できない限り、被告人は有罪とはなりません。また、弁護人をつけて防御する権利も保障されており、国家権力による不当な処罰から市民を守っています。
問3	<b>答え 4</b> 予算の議決	憲法では、予算の議決や条約の承認、内閣総理大臣の指名については、衆議院の議決が参議院の議決より優先されると定められています。特に予算については、衆議院の先議権が認められているほか、参議院で議決されない場合に衆議院の議決が国会の議決となります。
問4	<b>答え 3</b> 常会	いわゆる「通常国会」は、法律の正式名称を「常会」といいます。これに対し、臨時国会は「臨時会」と呼びます。常会にはあらかじめ150日という会期が定められていますが、臨時会には固定された会期がなく、召集されるたびに議決で期間が決まります。
問5	<b>答え 4</b> 弾劾裁判所	弾劾裁判所は、衆議院と参議院から選ばれた国会議員で構成されています。この裁判所によって罷免の判決が下されると、その裁判官は職を失うことになります。
問6	<b>答え 2</b> 150日間	毎年1月に召集される通常国会は、法律案の審議や予算の決定を行う重要な場です。会期は150日間と定められており、この期間内に国家の重要事項を決定します。
問7	<b>答え 4</b> 内閣総理大臣	内閣総理大臣は、国会の議決によって国会議員の中から指名されます。衆議院と参議院で指名が異なる場合は、両院協議会を開いても意見が一致しないときや、衆議院の指名が優先される「衆議院の優越」という仕組みが適用されます。選ばれた首相は国務大臣を任命し、内閣を組織します。
問8	<b>答え 1</b> 法律審	第一審や第二審とは異なり、証拠の再検討（事実審）は行わず、憲法違反や判例の誤りがないかのみを審査します。これを法律審と呼びます。
問9	<b>答え 4</b> 国民審査	衆議院議員総選挙の際、あわせて行われます。投票用紙に、辞めさせるべきだと思う裁判官の名前を記入し、それがない場合は何も書かずに投票します。過半数の票が「辞めさせるべき」となった場合、その裁判官は罷免されます。
問10	<b>答え 3</b> 内閣総理大臣	総理大臣は内閣のリーダーであり、行政各部を指揮監督する権限を持ちます。その役割として、内閣を構成する国務大臣を自分自身で指名して任命し、また必要に応じて罷免する権利を持っています。
問11	<b>答え 4</b> 内閣総理大臣	内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の指名を受けて天皇に任命されます。総理大臣は国務大臣を任命し、内閣という行政組織のトップとして全体の指揮をとります。この仕組みにより、行政と立法が密接に連携しながら民主的な政治が行われます。
問12	<b>答え 3</b> 終審裁判所	最高裁判所は事件の事実関係だけでなく、憲法解釈や法律適用の誤りがないかを最終的に確認します。最高裁が出した結論は「判例」として、その後の他の裁判所での判断基準となり、法の統一的な運用に大きく貢献します。
問13	<b>答え 3</b> 内閣不信任案	衆議院でこの決議が可決された場合、内閣は10日以内に衆議院を解散しない限り、総辞職しなければなりません。これは、立法権と行政権の密接な関係を示す仕組みです。
問14	<b>答え 2</b> 天皇	内閣総理大臣の任命や最高裁判所長官の任命は、国会の指名や内閣の指名に基づき、天皇が行う形式的な「国事行為」として憲法に規定されています。政治的な実権は持ちませんが、国家の元首としての厳かな手続きを担います。
問15	<b>答え 3</b> 内閣	下級裁判所の裁判官は、最高裁判所が作成した名簿に基づいて、内閣が任命します。なお、最高裁判所の長官は内閣が指名し、天皇が任命します。